

講義

「特別支援教育の在り方」(ガイドラインより)

京都府総合教育センター 研究主事兼指導主事 鋒山 智子

1 はじめに

「障害者基本計画」(平成14年12月)の閣議決定、「重点施策実施5か年計画」において、「小・中学校における学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)等の児童生徒への教育的支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する」ことが示された。これを受けて、文部科学省では「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を、平成16年1月に作成し、全国の都道府県教育委員会に通知した。

京都府では、文部科学省の「特別支援教育推進体制モデル事業」(平成15・16年度)の委嘱を受け、乙訓・山城教育局管内を指定地域として取組を進めているところであるが、全国的にも平成19年度までに、すべての小・中学校において、支援体制の構築を目指し、『できるところから漸次取り組むこと』となっており、府内の各地域においても積極的な取組が期待されている。

2 特別支援教育の推進

この取組を進めていく上で中核となるツールが「個別の教育支援計画」「特別支援教育コーディネーター」「広域特別支援連携協議会の設置」である。

3 ガイドラインの概要

ガイドラインは、「第1部：概論(導入)」「第2部：教育行政担当者用(都道府県・市町村教育委員会等)」「第3部：学校用(小・中学校)」「第4部：専門家用」「第5部：保護者・本人用」の5部構成と参考資料となっている。項目に従って、内容の構成と概略を説明した。なお、ガイドラインの全文は、各学校に1部配付されているほか、文部科学省のホームページ、京都府総合教育センター障害児教育のホームページ等のサイトからダウンロードできることを紹介した。

4 ガイドラインの活用

ガイドラインはあくまでも参考とする指針である。実施にあたっては、通常の学級での実践を支援する取組であることを踏まえ、校内における従来の取り組みを活用し、実態に合わせた特別支援教育の在り方を各地域、学校ごとに工夫して実施することが大切である。講座では「特別支援教育推進体制モデル事業」で出会う実践を紹介した。

(平成16年5月25日障害児教育講座 での講義 から抄録)